



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑦ ●
介護保険サービスについて

要介護認定を受けて、要支援1・2、要介護1～5になった方は介護保険サービスを利用することができます。在宅サービスはケアマネジャーに相談し、ケアプラン（1カ月のサービス計画表）を作成してもらいます。（作成に利用者負担はありません。また、ケアプランは自己作成することもできます。）地域密着型サービス・施設サービスは各施設に、入所や利用について相談してください。

要支援1・2の方が利用できるサービス（予防給付）

要介護1～5の方が利用できるサービス（介護給付）

※各項目の内容は要介護1～5の方の記載を基本としています。要支援1・2の方は利用できない記載がない限りは【介護予防】を目的としたサービスとなります。
※利用者負担は、原則としてサービス費用の1割です。

<在宅サービス>

	サービスの種類	内 容
通所して利用	通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を受けます。(日帰り)
	通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを受けます。(日帰り)
訪問を受けて利用	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。 ※通院乗降介助は要支援1・2の方は利用できません。
	訪問入浴介護	介護士と看護師が移動入浴車で家庭を訪問し、入浴介護を行います。
	訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。
	訪問看護	疾病などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
居宅での暮らしを支える	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ※要支援1・2および要介護1の方には、その状態像から想定しにくい種目(車いすなど)は、原則、保険給付の対象外です。
	特定福祉用具販売 (福祉用具購入費支給)	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売し、年間10万円を上限にその購入費を支給します。 ※指定事業者から購入した場合のみ対象です。
	住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。 ※事前申請が必要です。